

## 津市地鎮祭最高裁判決にみる宗教の意味

杉 原 誠 四 郎  
(城西大学)

はじめに

本論は、昭和五二年七月一三日に出たいわゆる「津市地鎮祭最高裁判決」を直接に評釈することを目的とするものではない。ここで宗教がどのように取扱われたかを探り、またそのことによって、今後、宗教がどのように取扱わなければならないか、ということについて考察するものである。

### 一 事件の概要と判決の概要

昭和四〇年一月一四日、津市体育館の起工式が挙行された。その際、宗教法人大市神社の宮司が齋主となって神式  
の地鎮祭が行われた。津市は、その費用として神職への謝礼金四〇〇〇円および御供物代三三六三円、合計七、六六三  
円の公金を支払った。そして、当時市会議員関口精一氏は招待されたのでやむをえず出席したが、津市主催のもとに

神式地鎮祭が行われたこと、およびこれに伴って公金が支出されたことは憲法二〇条および八九条の規定に反するとして、市長角永清氏を訴えた。

一審の津地方裁判所(松本武裁判長)は、昭和四二年三月一六日、(一)地鎮祭は「外見上は神道の宗教的行事に属することは否定できないけれども、その実態をみれば神道の布教宣伝を目的とする宗教的活動ではもちろんない」し、「宗教的行事というより習俗的な行事」と表現するのが適切であるとして、市への損害補填の請求を棄却し、(二)精神慰藉料の請求についても「出席すると否とは被招待者の自由意思に委ねられて」いたとして棄却した。原告はこれを不満として直ちに控訴した。

二審の名古屋高等裁判所(伊藤淳吉裁判長)は、昭和四六年五月一四日、(一)地鎮祭はたんなる習俗的行事ではなく宗教的行事であり、(二)よって市がこれを主催し挙行することは憲法二〇条三項の規定に違反するとして、損害補填の訴えを認め、(三)また精神慰藉料の部分は、一審と同様の理由でこれを棄却した。このため角永氏は最高裁に上告した。

最高裁は満六年をかけて審理し、最高裁大法廷(藤林益三裁判長)で、昭和五二年七月一三日、津市の地鎮祭主催は憲法上許されるとの最終判断を下した。その理由として、(一)政教分離の原則は「国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものでなく」、「国家は実際上宗教とのかかわり合いをもたざるをえない」ことを前提にしたうえで、そのかわりあい「信教の自由の保障の確保という制度の根本目的の關係でいかなる場合にいかなる限度で許されないこととなるか」、考えるべきものであるとし、(二)憲法二〇条三項の「宗教的活動」の定義については「国およびその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為をさすのではない」とし、当該行為の「目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進または庄迫、干渉になるような行為」とし、(三)そして地鎮祭について「建築着工に際しての慣習化した社会的儀礼を行うという、極めて世俗的な目的によるもの

と考えられ」、その意味で本件の津市の行為は「宗教的活動」に当たらないとした。

## 二 宗教にかかわって提起すべき問題

### 1 宗教と教育

憲法第二〇条は信教の自由に関して三項にわたって規定している。第一項はその信教の自由を直接謳うとともに、それにとまって起こる国家との関係を簡潔にのべ、信教の自由とその保障のあり方の基本を示したものである。一般に、信教の自由は、これを保障しようとするとき、国民相互のあいだの信教の自由と信教の自由との関係、そしてもう一つは国家との関係が問題となるが、第二項、第三項は、それらの関係の基本を示したものである。

この信教の自由は、教育との関係ではどうなるかを一瞥しておこう。がんらい教育は宗教によって担われてきたものであることは、洋の東西を問わずひどくいえることである。いうまでもなく教育は道徳の問題を含んでいるが、それは宗教が、人間の倫理の問題を本質的に内蔵し、その宗教によって教育が担われてきたからである。道徳教育についてすこしくふれば、近代公教育の成立に伴って、公権力が教育の担当者とならざるをえなくなったとき、複数に存在する宗教に対して中立であることが要請され、教育もそのかぎり大きくは政教分離の枠にはまらざるをえなかった。ただし、近代公教育の成立は、国民国家の成立と軌を一にするもので、そこに新たな道徳の基盤が形成され、そのことによつてかならずしも直接に宗教によらなくても道徳教育が可能となった点もある。つまり、公教育に託される、社会共同体の連帯性の強化という道徳教育からの起点は、宗教のもつ倫理性とおおいに重複し、それによつて公教育も、宗教による教育に対し、ある程度代替しうる可能性をもつにいたつたからである。

そしてそれによつて、宗教は私的なものとされ、国家的見地からすれば、教育はより公的なもの、宗教はより私的

なものとして社会的に位置づくようになった。

しかしその際、教育の立場からは私的な宗教に対し、より積極的に肯定する立場とより消極的にしか肯定しない立場とがある。つまり教育において、宗教の立場をより尊重する立場とより消極的にしか認めない立場(宗教を否定しないが教育からはつとめて排除する立場)がある。日本国憲法、および法制的にこれを受けて教育においてより具体化したというべき教育基本法の立場はいうまでもなく前者の立場である。日本国憲法、教育基本法の宗教に関する規定を分析すれば、理論的には前者の立場に立っていることは明らかである。

そこで、宗教を宗教として尊重する立場をとっている以上、宗教をして教育への権能をとりあげることが許されない。とうのは少なくとも一般的には倫理性を内有する宗教は、その倫理性ゆえに同じく倫理を扱う教育への権能が認められなければ、宗教として、十全に認められたことにはならないからである。

もっとも、宗教のその核心は、個人の信仰をめぐって内心におこる精神の自由である、と私は思う。したがって信仰がつねに倫理性をもつとは限らない。しかし、一般的には信仰は、個人の生き方をめぐって起こる畏敬の念またはより一般的にいった心のある方を求めるものであるから、生き方にかかわってき、したがって倫理性の問題につながっていく。そしてその倫理性ゆえに教育とかかわらざるをえないということになる。そして信仰という観念は、儀式等、社会習俗的に表現されることによって保持され強化される。信仰が内面における精神の自由の問題であるかぎり、良心の自由や思想の自由とは変わらないが、その内心の自由が、特定の行為によって象徴的に表現され、そしてそれによって人をひきつけ同化し、多くは集団意識的に保持される宗教は、信仰の自由として憲法上保障される場合、同じく人を同化し共同意識を形成する教育との具体的あり方につねに関心が寄せられなければならない。

とはいうものの、日本の現状では宗教への関心はきわめてうすい。しかし、これはさいわいともいいうべきか。ごく

ふつうにみて、日本で宗教といえば迷信の代名詞ぐらいにしか受けとらない人が多い。同じ家に仏壇と神棚があつてなんの痛痒も感じないことを専門家はシンクレティズム（重層信仰）とよんでいるが、いえばまったく潔癖感のない宗教上の“習俗”である。そればかりか宗教界じたいが教育界に対しさほど関心を寄せず、教育界と宗教界が互いに平穩無事にすごしている。こうした状況はそれなりにさいわいなことといえるかもしれない。というのは宗教界が、過度に潔癖にそして割拠的に教育界に介入してくれば、教育の側からすればそれによって益を得るより、害されることの方が顕著となるかもしれない。関心を寄せられるべきといつても、その寄せられ方によっては教育はその帰趨に重大な影響をこうむるのである。

しかし現状のそれは、あまりにもオプティミスティックである。政教分離とはなんたるかを知らず政教分離を、信教の自由とはなんたるかを知らず信教の自由を唱える人が多い。

そこで問題提起すべきは、政教分離およびその起点となる信仰の自由の考え方であり、それが宗教界、教育界双方できわめて重要な問題なのであるが、一般の人は前記のごとく、無関心であつてもその日常の行為のなかで実際にはかなり常識的であるが、多少なりとも理論化して考えなければならぬ立場にある宗教界、教育界、法曹界において、十分に考察されていないのは遺憾である。その意味では、本件地鎮祭の問題、およびその判決に関する問題は、宗教の問題ないし宗教と教育の問題および宗教と法の関係を考えるためのよい契機であつたと思われる。

## 2 本判決で問われているもの

### 〈政教分離の理解について〉

近代の法制論、および教育学が、西欧からもたらされ、それを論理の土台としてきたわれわれにとって、これは一

つの試金石といえる。ともすると、西欧の理論のその形式面を取り入れ、その形式上の理論をもって、日本もしくは東洋を位置づけ、それによって評価し、非難することにおちいりやすいが、よく考えてみれば、その理論は西欧という土壌において咲いた(≡抽象された)理論の花であって、その土壌との対応関係を忘れてはならない。その理論が世界的普遍性ないし一般性をもつことを肯定した上でも、その理論とその土壌の対応関係を忘れては、ものを見誤るというものだろう。その土壌との関係で、その理論が、どのように付言がつくか、どのように変形するかということが考えなければならぬ。そのようにして土壌に対応した理論にすることによって、真の意味での理論の移入ということがありうるのではないか。本件の問題提起の主要なパートをなす政教分離の問題は、まさにその格好の例である。

政教分離の原則は、言葉の上だけの理論としては、あたかもそれじたい不可侵な原理かのような印象をわれわれに与えている。しかし、ヨーロッパの国家と宗教との関係では血みどろな闘いの歴史があり、結果は妥協によってできあがったものである。政教分離の原則は基本的人権の上では「信教の自由」と表現が変えられるが、その信教の自由とは、国家と宗教との果てしない闘いのあとに、その妥協として、宗教を私事とし、これに国家が特定に強制しないとしたものである。妥協ということであるから、たとえば、イギリスのように国教があってもさしつかえないのである。イギリスの場合は、信教の自由を保障しているということによって国教の存在への批判をかわしているのである。

世界的にみても政教分離は一般性をもっていない。回教圏の諸国では、政教分離のまったく逆の理論をもっている。また社会主義諸国の場合、その理論からして、自由主義諸国の場合と同様なレベルでは信教の自由は語れない。

だからといって、政教分離の原則に信憑性がないといおうとしているのではない。とくに日本の場合、もろもろの法制論は、西欧近代における政教分離の原則が取り入れられ、したがって、政教分離の原理が移入されること、そしてそれが堅持されようとしていることそれじたいはそれでよい。

しかし、さきに記したように、その原則は西欧のキリスト教文化という土壤に咲いた理論であり、そして歴史的生成の過程の実態は妥協によってである。だから、社会の実際は、国家と宗教は密接な関係をもっている。アメリカの連邦議会ではチャブレン制度が生きており、毎日の議事について祈りが行なわれている。西ドイツ等では（本年春の学会（昭和五七年六月二六日）における早稲田大学清水望先生の報告にもあったが）、税務署を通じて教会税が徴収されている。信仰の自由のもと、教会に帰属しない人は徴収されないようだが、そのためには役場に届け出をし、氏名が公表され、変わり者扱いをされるといふ。フランスでは一九〇五年、きびしい国家と宗教の分離がなされたが、同年以前に建てられた教会は（当然、大半の教会がこれに該当する）、すべて文化財として日本でいう県もしくは市町村の所有となっており、教会の建物の修理保存は公金によって賄われている。イギリスには、信教の自由をとえながら国教があることは前記したとおりである。

そのようなわけであるから、西欧の政教分離の原則を言葉の上での形式面のみで取り入れると、まちがいが生まれる。キリスト教圏ではなく、仏教圏にある日本の場合、しかもおおまかにみてその社会的な宗教構造が、素朴な生活感情の表現たる意味あいの強い神道と、それ以外に仏教を中心として、キリスト教等と、種々の宗派宗教によって信仰が行なわれるという二重構造になっている日本の場合、当然ながら念入りな検討が必要である。

#### 〈習俗と宗教〉

つぎに習俗と宗教の関係を考えるべきである。習俗と宗教とのあいだにはことのほか深い関係がある。

習俗については、規範という面で考えれば法学の概論書にひとしく書いてあることだが、一口で説明すると、「実のなかに埋没している規範」である。すなわち社会の事実上の慣行のなかに埋没した規範で、その社会のなかで生活する個人の側からみれば、なんら意識的な努力をしないままに事実としてなしている規範である。

他方、宗教というものは人の内心に訴えるものであってその意味で外的規範たる習俗と異なる。しかしすべての宗教はさきに前記した「宗教と教育」のところでのべたように、明瞭なる宗教意識 $\parallel$ 信仰のもとに、特定の行為、活動を強要し、一定の外形をとって表現する。そこに外的規範たる習俗と似てくるところがある。

がんらい、単一文化で祭政一致の時代であれば、習俗と宗教は一致しており、その間に基本的には障壁というものは無い。しかし多様な文化が混合し、文化が発展すると、習俗が習俗として相対的に独立し、他方ではより純粹な信仰を求めて複数の宗派宗教が生じ、宗教じたいも習俗とはいちおう別個のものとして独立していく。この現象は、祭政一致が崩れた時代から必然に起こる現象である。

しかしこのことで両者が無縁となったわけではない。双方、独自の役割を担って相対的に独立するが、ほんらい一体だったときの相互依存の関係は変わらない。宗派宗教であっても、その宗派独特の行為や規範は一般の習俗のなかにおかれてはじめて意味が感得される。習俗に基盤をもたないでは宗教は存続しえないものである。

仏教は、その誕生の地、インドでは事実上ほろびている。それは要するに、葬儀や結婚式等、習俗にかかわることができなかったからであろう。哲学として生まれ、哲学としてしか社会的に遇されなかったインドの仏教は、社会の変動のなかに生きつづけることができなかったのである。日本の仏教も、最初は、法隆寺の正式名称、法隆学問寺が示すごとく、学問( $\parallel$ 哲学)として取り入れられたというフシがある。そこでもし、その後、仏教が学問としてのみ存在し、学問としてのみ扱われつづけ、習俗とかかわりをもたなかったならば、果たして今日のようなゆるゆる宗教としての仏教の隆盛はありえたであろうか。習俗はさきにも記したとおり、「事実のなかに埋没した規範」であるから、永続力がある。だから習俗は容易に変わるものではない。しかしそのことは習俗のなかのなげない変化でも長い年月をかけて多大な影響を及ぼしうることの意味をもつ。いったん生じた習俗のなかの変化は、いかにささやかな

ものであると持続性をもち、後々に多大な影響を及ぼすのである。

念のためいえば、筆者は、習俗の変化じたいをいけないといっているのでは毛頭ない。合理性のない習俗は当然棄てていくよう努力しなければならない。必要な革新のためには、旧いものを棄てなければならぬ。しかし、いま問題にしているのは、宗教に関する習俗である。これにかかわってさきにシンクレティズム（重層信仰）のことをのべたが、これについても一言いっておきたい。はっきりいってシンクレティズムは信仰生活にとってけっして非合理的なものではない。潔癖な宗教観からすれば我慢ならないシロモノかもしれないが、しかし考えてみるとよい。このシンクレティズムの下では、他人の信仰の形態にまで口をださなければ個別に潔癖な信仰をもつことは可能である。これに対し、シンクレティズムのないところでは、潔癖な宗教同士が互いに口をだし合い、はては宗教の名の下に殺戮までする。問題の基本は、このようなシンクレティズムのなかで信仰した場合、信教の自由を實質的には強化するか除外するのかわりという宗教にとっていちばん肝腎な問題である。個別に個々の潔癖な宗教からすれば、シンクレティズムは、一種の墮落であり、信仰の自由に悖るものと映じるかもしれない。しかし特定の宗教で社会全体を覆うことはできない。できないからこそ信教の自由が基本的人権として位置づき憲法上の問題となっているのである。

そこで考えてみるとよい。個々の宗教の信仰は、その表現として儀式等、さまざまな形をとるが、それはあくまで抽象としての表現である。信仰のない者にとっては、それは無意味さばかりが目に見える。その結果、宗教は、まったく私的に分解されてしまう。そして宗教と宗教、宗教と宗教らしきものとを結び合わせる媒体がなくなってしまふ。そのような状態より、信仰のうすい者や篤い者が、その境界もはっきりさせないままに共同生活をしているシンクレティズムのほうが、大きい目で見るとき、はるかに信仰生活を支えるはたらきを果たしているのではないだろうか。

ともあれ、以上のべてきたことからわかるように、本件の判決は、宗教を問題にする以上、習俗の問題をさげえな

かった。習俗の問題を執拗に問いつづけたのは、それだけ宗教とはなにかを問い、宗教に理解を示そうとしたことによる。また、習俗を問題にしているかぎり、本件の問題は一神道の問題ではない。習俗をとおしてすべての日本の宗教がかかわっている問題である。

〈信仰の自由と国家の責任〉

さきの教育の問題とかかわったところで、宗教の核心は個人の信仰をめぐる内心におこる精神の自由である、とのべた。したがって、国家における宗教のあり方が、個人の信仰の自由を原点とすべきことについては疑いの余地はない。さきにもべた政教分離の原則も、その歴史的経緯はともあれその原理上の原点は個人の信仰の自由にあるべきで、それ以外にあるべきではない。

ところでそこでものべたように、宗教の問題が、個人の内心の自由の問題であるかぎり、宗教の問題は、思想、良心の自由の問題と大差はない。しかし、宗教は、その内心の信仰の自由が特定の集団的行動によって表現され、集団的に保持されるところに、実際の性質が現われてくるものとすれば、この集団性、社会性の意味を考慮しないでは宗教を考へることはできない。この集団性、社会性ということ考へるのでなければ、信仰の自由の保証は、信仰の自由の保証の意味をなさない。宗教の集団性、社会性を無視し、単に、信仰の自由のみを形式的に保証しただけでは、信仰の自由の保証は、宗教に対する弾圧の意味になることさえあることに注意しなければならない。

宗教の集団性、社会性への考慮は、それゆえに、宗教の歴史性、文化性、そしてさきにもべた習俗の問題などにもかかわることになるが、それゆえ、宗教に対する国家の対応とか態度というものは、個人の信仰の自由の保証の宣言以後も依然と問題となるのである。否、国家が、信仰の自由を形式上保証することは、当然中の当然というように考

えれば、その保証の宣言以後の、国家の宗教に対する実際の対応とか態度こそが、信仰の自由に対するもっとも肝腎な問題となるといわなければならない。

もっと考えていただきたい。さきにも少しふれたように、宗教については、個人の信仰の自由こそすべての原点としていかなければならない。が、しかし個人の信仰の自由を原点にしていくということは、宗教が個人の自由のなかで崩壊していく可能性をももっている。なぜならば、個人の信仰の自由の保証は、(その逆の信仰しない自由も論理上含んでいることからもわかるように)宗教は個人によって私的に分解され、その本性を失なう可能性をもっているからである。そのとき、国家はもちろん既成の宗教の側からも、宗教をいったん個人の自由にと託した以上、個人のような分解に対して、直接には介入しえず、それを阻止する術をもっていない。結果として、信仰の自由は、宗教をして、弱体化させ、消極化させる契機も含んでいるのである。

かくのごとく考えるならば、国家は宗教に対して、単に、信仰の自由を形式的に保証すれば、それで役割が終わるのではなく、信仰の自由の保証以後も、依然と宗教に関心を払い、適切なる何らかの対応を続けていかなければならないのである。

国家は、個人に信仰の自由を保証し、宗教のことを個人に託した以上、直接には宗教を論じ、宗教に介入する権能を失なう。しかしそのことは、その瞬間から国家が宗教に対して責任がなくなるということではない。たとえば、宗教法の制定ということの一つをとってみても、そのような立法が必要であり、そして、制定するとすれば、どのようなものが、宗教および信仰の自由にとって適切なものなのか、そのような考察はたえず必要なのであり、そのようなことを含め、宗教に関する望ましい諸条件を不断に整えていくという、広い意味での宗教行政というものは、信仰の自由の保証以後も依然となくなりほしないのである。

考えてみれば、信仰の自由は、信仰しない自由を保証することがほんらいの目的ではなかった。宗教に対する蔑視の思想が信仰の自由を要請したのもなかった。信仰の自由は、近代国家の論理のなかでよりあるべき信仰生活の出発点として打ち立てられはすのものである。そのためには、国家は、信仰の自由の保証以後も、宗教に対して無関心であることは許されず、無知であることは許されない。宗教に対し、直接に論ずることはきびしく禁じられるけれども、宗教はほんらいすべての人間にとって基本的なものであり、偉大なものであることに思いを寄せることはやめてはならず、宗教から教育への貢献はもちろん、国民の心の慰安の作用(逃避の意味ではない)も含め、ほんらいの宗教の意義をたえず意識し、宗教に対して深い理解をもち、友好的態度を保持していかなければならないのである。

### 三 結語 判決にみる宗教

一、宗教が人間にとつてきわめて重要なものであるとすれば、信仰の自由はきわめて重要なものとなる。したがって、この、信仰の自由のもとに、国家は宗教に対していかなる態度をとるべきかはきわめて重要な問題となる。が、そのためには、宗教とはいかなるものかをよく理解しておかなければならない。

二、しかしながら、国家は、信仰の自由の保証を宣言したその瞬間から宗教とは何かを語ることができなくなる。なぜならば、信仰の自由の保証を宣言した瞬間から、何をもって宗教とするかという権能は個人の自由のなかに移り、国家はそれについて発言の権能を失なうからである。

三、しかしながら、そのことは国家が宗教に対して無知であってよいということではない。それどころか、宗教とは何かを語らないままに宗教を尊重しなければならないから、宗教に対してさらにいっそう深い理解をもっていなければならぬ。

四、そのことは国民にあつても同様である。国民も宗教に対する無知は許されず、宗教に対する深い理解と好意的な態度が要請され、その結果、たとえば教育基本法九条にいうような、宗教に関する寛容の態度、および宗教の社会生活における地位の尊重も重要なこととなる。

五、津市地鎮祭最高裁判決については、当然のことながら宗教に対する直接の規定は行つておらず、またそれゆえにとはいえるであろうか、論及すべくして論及していませんと考えるべきところもないではないが、一般的には、上記の宗教に関する問題提起とかわつて、宗教に対して深い理解を示し友好的態度をとつたものといふことができる。